

日市保第 1426 号
令和 3 年 11 月 4 日

日野市国民健康保険運営協議会
会長 谷 和彦 様

日野市長 大坪 冬彦

国民健康保険税率等の改定について（諮問）

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力を
いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、国民皆保険制度の基盤として、市民の医療受診機会の確保等、地域保険とし
ての役割を担っている国民健康保険ですが、平成 30 年度に大規模な国民健康保険制度
改革が実施されました。

この制度改革により、国の財政支援策の拡充が図られたことと併せて、国民健康保
険特別会計での赤字分を一般会計からの繰入金で運営している保険者には、赤字を解
消していくことが求められるようになったため、日野市も国保財政健全化計画書を策
定し、東京都へ提出しております。

本計画に基づくと、本来は令和 2 年度中に令和 3 年度に向けた税率改定を実施予定
でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明であったため、改定を見
送りました。

この度、令和 4 年度に向けまして計画に基づいた国民健康保険税率等の改定は必要
であると考えため、日野市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定により、貴協
議会の意見を求めます。

よろしくご審議の上、ご答申くださいますようお願い申し上げます。

1. 国民健康保険税率等の改定の理由について

制度改革により、平成 30 年度からは、東京都が財政運営の責任主体となり、日野市
の医療費の全額を負担すると共に、日野市は、医療費に見合った納付金を東京都に納
めることとなった。

また、東京都は納付金額を保険税で徴収できるように、標準保険税率を示す。標準
保険税率は、医療費指数及び所得指数を反映しており、日野市の特性のひとつである
高齢者が多いことによる医療費の増大についても減額する調整がなされており、公正
に計算されたものと考えます。

日野市としては、標準保険税率に計画的に近づけることで、一般会計繰入金による
赤字補てんを解消していく考えである。

裏面あり

2. 国民健康保険税率等の改定内容について

区分	内容	現行税率等	改定案	差
基礎課税額 (医療分)	所得割	5.2 %	5.4 %	0.2 %
	均等割	28,800 円	30,600 円	1,800 円
後期高齢者支援金分	所得割	1.5 %	1.7 %	0.2 %
	均等割	9,600 円	10,500 円	900 円
介護納付金分	所得割	1.5 %	1.7 %	0.2 %
	均等割	12,300 円	13,200 円	900 円
合 計 (40 歳未満, 65 歳以上)	応能割	6.7 %	7.1%	0.4 %
	応益割	38,400 円	41,100 円	2,700 円
合 計 (40 歳~64 歳)	応能割	8.2 %	8.8 %	0.6 %
	応益割	50,700 円	54,300 円	3,600 円

3. 国民健康保険税率等の改定の施行期日について

令和 4 年 4 月 1 日